

令和8年度 羽村市国民健康保険税の改定(案)について(子ども分)

少子化対策の財源確保を目的に子ども・子育て支援金制度が創設され、支援金は医療保険の保険料とあわせて令和8年度から賦課、徴収が始まる。

東京都では、保険料率は各区市町村ごとに保険料率を設定するのではなく、標準保険料率を用いることとされた。

1. 令和8年度標準保険料率（仮係数）

(1) 令和8年度標準保険料率（仮係数）

区 分	令和8年度標準保険料率(仮係数)		
	所得割	均等割	18歳以上均等割
子ども分	0.27%	1,674円	144円

※18歳以上均等割・・・子ども分は18歳未満の被保険者は免除。免除した保険税額(低所得者軽減、未就学児軽減減額後)を18歳以上の被保険者が負担する。

(2) 令和8年度調定見込額

区 分	調定見込み額
子ども分	22,399,700円

(3) 令和8年度標準保険料率（仮係数）とした場合のモデルケース影響額試算（年額）

ア. 単身世帯（40歳以上）の場合

区 分 (下段は給与収入)	7割軽減 所得 43万円以下 *	5割軽減 所得 73.5万円 *	2割軽減 所得99万円 *	所得 100万円 *	所得 200万円	所得 300万円	所得 400万円	所得 500万円
	0円～約98万円	128.5万円	154万円	155万円	約297.5万円	430万円	約555.5万円	約677.8万円
令和8年度標準保険料率(仮)	500円	1,400円	2,600円	2,700円	6,000円	8,700円	11,400円	14,100円

* の所得額は税制改正により給与所得控除額が55万円から65万円になるため令和8年度はそれぞれ10万円減となる。以下の表も同様

イ. 両親（40～64歳）、子ども2人（18歳未満）の4人世帯の場合（給与所得者1名）※18歳未満は均等割額なし

区 分	7割軽減 所得 43万円以下 *	5割軽減 所得 165万円	2割軽減 所得267万円	所得 300万円	所得 400万円	所得 500万円
令和8年度標準保険料率(仮)	1,000円	5,100円	8,900円	10,500円	13,200円	15,900円